

R5年度林道事業の主要体系等一覧

R5.4.3現在
岩手県農林水産部森林保全課

- 1 事業主体
林道事業は、県営(代行含む)又は市町村等営(森林組合・森林組合連合会)の区分により実施するものとする。
※県営林に関するものは県営で実施する。

2 事業体系

区分	国事業名	事業区分	実施内容	補助率		採択基準									
						県代行の場合		県代行以外の場合			事業主体				
						国	県	国	県	償還基金補助		経足補助			
交付金	農山漁村地域整備交付金	育成林整備事業	森林管理道 森林施業道	林道開設	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用区域森林面積 ・森林管理道 50ha以上 ・森林施業道 10ha以上 ○ 着工後10年で 利用区域森林面積に対し、延べ面積10%以上の森林整備の実施が確実に見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設効果指数 0.9以上 ○ 全体計画延長 1km以上 ・森林面積30haの場合 延長0.8km以上 ・森林施業道の場合 延長0.2km以上 			
					過疎・振山	50/100							50/100	7.3/100	15.3/100
		林道改良事業	改良 (舗装を除く)	幹線	50/100	50/100	7.3/100	12.7/100	1/100				<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用区域森林面積 500ha以上 (過疎・振山の場合 200ha以上) ○ 利用区域森林面積 50ha以上 (過疎の場合 30ha以上) ○ 利用区域森林面積 上記「改良」の「幹線」に同じ ○ 利用区域森林面積 500ha未満 (過疎・振山の場合 200ha未満) 		
				その他	30/100	30/100									
				舗装	幹線	50/100								50/100	
					その他	1/3								1/3	
		林道点検診断・保全整備事業	点検診断 保全整備	—	予算補助	—	—	1/2	—				—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林道台帳に登録された既設林道の橋梁、トンネル及びその他の重要な施設を対象に健全性及び耐震性に係る点検診断 ○ 林道台帳に登録された林道施設のうち、施設集約化計画に基づく林道施設の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検診断等の結果に基づき、測量・設計並びに施設の補修及び更新等を実施 ○ 1箇所当り事業費40万円以上、900万円未満 ※点検診断及び施設集約化(撤去)は、この限りではない。
						施設集約化	—	—	30/100				—		
		地方創生道整備推進交付金	—	森林基幹道 森林管理道	林道開設	○ 上記「林道開設」に同じ									<ul style="list-style-type: none"> ○ 要件は農山漁村地域整備交付金に準じる ○ 地域再生計画の策定が必要
					改良	○ 上記「改良」に同じ									
舗装	○ 上記「舗装」に同じ														
国庫補助	森林環境保全整備事業	林業専用道整備事業	林業専用道	林道開設	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用区域森林面積等 10ha以上 ○ 当該路線の完成の同一年度内に、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において森林環境保全直接支援事業による間伐等の実施が確実に見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設効果指数 0.9以上 ○ 全体計画延長 0.2km以上 			
					過疎・振山	50/100							50/100		
				改良	舗装以外	30/100	30/100	12.7/100							
					舗装	1/3	1/3								
					—	—	—		—						
		森林資源循環利用林道整備事業	林業生産基盤整備道	林道開設	○ 上記農山漁村地域整備交付金に同じ						<ul style="list-style-type: none"> ○ 要件は農山漁村地域整備交付金に準じる。ただし、開設効果指数は1.2以上 ○ 生産基盤強化区域に指定された区域である必要がある。区域の要件について下記のとおり ①区域内の標準伐期齢以上の人工林の蓄積が半数以上あること②利用区域が概ね100ha以上であること ③原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあること 				
				改良											
				舗装											
				機能回復											
				老朽化対策											
		山村強靱化林道整備事業	森林管理道	開設	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用区域森林面積 ・森林管理道 50ha以上 ○ 着工後10年で利用区域森林面積に対し、延べ面積10%以上の森林整備の実施が確実に見込まれること ○ 当該林道の起点または終点が公道等(国県道、市町村道、農道)に接続するもの ※支線または分線を介した接続も可 ○ 事業着手時または林道が繋がるまでの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路と位置付けられる重要な開設・改良であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設効果指数 0.9以上 ○ 全体計画延長 1km以上 ・森林面積30haの場合 延長0.8km以上(過疎等の場合) ○ 1箇所当り事業費 (改良事業のうち法面保全・局部改良) 200万円以上 (上記以外の改良事業) 900万円以上 ○ 1箇所当り事業費(舗装) 3,000万円以上 			
					過疎・振山	50/100							50/100		
				改良	公道等に2箇所以上接続※	50/100	1/2	7.3/100							
					上記以外	30/100	30/100	15.3/100							
				舗装	公道等に2箇所以上接続※	50/100	1/2	7.3/100							
上記以外	1/3				1/3	12.7/100									
老朽化対策	○ 上記森林資源循環利用林道整備事業(老朽化対策)に同じ												<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画で健全度「Ⅲ」または「Ⅳ」の施設に係る老朽化対策 その他、山村強靱化林道の採択要件に準じる(「代替路等」) 		
	濃度分析調査			—											
	処理	—													
国庫補助	林道施設災害復旧事業	—	—	奥地林道 (利用区域500ha以上)	基本補助率	65/100			—	<ul style="list-style-type: none"> ※1 別に定める採択基準による ※2 林道災害復旧事業については、施設管理者が実施するものであること。 					
				その他林道 (利用区域500ha未満)		50/100									

- 3 県代行業の要件については、以下のとおり
過疎地域自立促進特別措置法又は山村振興法により基幹道路として指定され、次の①～③の全てを満たしていることが必要であること
- ① 利用区域森林面積が50ha以上であること
 - ② 地域森林計画において指定道路として位置付けられていること
 - ③ 次のア～ウのいずれかに該当していること
 - ア 利用区域内に10戸以上の集落が存在していること
 - イ 国道、県道等の既設道路と連絡していること
 - ウ 市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」内に計画されていること
- 4 3の要件を満たさないものについては、市町村等営(森林組合・森林組合連合会)により実施するもの。